

生物系特定産業技術研究支援センター（埼玉県さいたま市）

区 分	節電対象機器等	対 策
空 調	空調施設	(直接節電効果があるもの) ・冷房中の室温28度の徹底 ・使用していない部屋の空調は停止
		(間接的に節電効果があるもの) ・クールビズの徹底
照 明 (サーバー等、共用部分を除く)	執務室	・昼休みの完全消灯の徹底
	会議室	・必要最小限の点灯に留める
OA機器及び その他機器	パソコン	・離席する際に節電モードの活用
	ディスプレイ	・離席する際に電源OFF
	プリンター	・帰宅時のメイン電源OFF、節電モードの活用
	コピー機	・帰宅時のメイン電源OFF、節電モードの活用
	FAX	
	PHS	
	電子レンジ、電気ポット、コーヒーメーカー	・電気ポット、コーヒーメーカーの使用を禁止
主な研究用設備・機器	研究用設備・機器	
サーバー等	サーバー等	
	プリンター	
	コピー機	
	FAX	
	PHS	
	サーバー室	
	共用部分	エレベータ
自動ドア		
トイレ		・人感センサーの設置
会議室		
廊下		・危険を伴わない程度に消灯を図る。
自動販売機		
入居売店等		
外灯		・LED化を推進する。
自家用発電設備	自家用発電設備	
その他		電気使用量の管理をし、周知を行う。